

農地現状変更等に関する調査特別委員会の質問項目に対する回答

令和6年6月5日（水）農地現状変更等に関する調査特別委員会  
農業委員会事務局、農林部農政推進課作成

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
1	1-1	それぞれの農地現状変更届出に対する審査はいつ行ったのか。	一関市議会 公明党	それぞれの農地現状変更届出受理後、速やかに審査を行い、受理決定の上、届出人に対し「農地現状変更届出済標」を交付している。	農業委員会
	1-2	一関舞川⑩～⑬は、総会で問題提起発言があったから工事停止となったのか。	一関市議会 公明党	この事案に対し、工事の中止をお願いしたのは令和5年3月30日である。 盛土の調査を進めている中で、同一の盛土業者が施工中の工事であったため、類似案件と判断し全ての調査が終了し是正方針が決まるまでの間、工事の中止をお願いしたものである。	農業委員会
	1-3	大東町猿沢⑦～⑨は、どのような経緯で工事停止となったのか。	一関市議会 公明党	1-2と同じ。 この事案に対し、工事の中止をお願いしたのは令和5年3月30日である。 盛土の調査を進めている中で、同一の盛土業者が施工中の工事であったため、類似案件と判断し全ての調査が終了し是正方針が決まるまでの間、工事の中止をお願いしたものである。	農業委員会
	1-4	大東町摺沢①～④は、届出未提出にもかかわらず、なぜ工事が行われたのか。	一関市議会 公明党	この事案は、土地所有者が盛土材を購入して、自ら盛土工事を行ったものである。農地転用手続きに時間がかかるため、土地所有者が手続きを行わずに工事を行ってしまったとのことである。	農業委員会
	1-5	対象農地 162,760 m <sup>2</sup> に対して、現状変更届出前の農地の利用状況は、休耕中が 129,649 m <sup>2</sup> であり、79.7%となっていたにもかかわらず、変更理由の多くが、「耕作の利便を図りたい」となっていたことに対して、疑義を抱かなかったのか。	一関市議会 公明党	「変更理由」のとおり、耕作の利便を図ることにより、農地の有効活用を図りたいとの所有者の意思を示したものと認識していた。	農業委員会

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
	1-6	一覧表には、要綱第8の2項の調査及び指導内容についての記載はないが、どのようになっているのか。	輝郷会	令和6年2月6日以前は、調査及び指導結果の報告を求めていなかったため、全件の詳細は把握できていない。 また、現地調査や指導の方法、あり方については個々の判断に委ねられていた。	農業 委員 会
	1-7	交付金等の返還集落に対する説明の状況とその反応を伺う。	清和会	<p>中山間地域等直接支払制度では、毎年、交付対象農用地の現地確認を行うとされている。令和4年度の現地確認を進めていく中で、農用地の中に石灰砂礫等による盛土の事実を把握できた農地を交付対象農用地から外す判断をした。</p> <p>(令和3年度の現地確認において工事途中の盛土農地の存在を確認したが、当時は工事完了後に農地が適正に維持管理されていくものと判断し交付金を交付した。)</p> <p>集落協定代表者には毎年、現地確認の結果を通知しており、この通知において、当該事案の農地は農用地として適切に管理がなされていないと判断したため、交付対象農用地とならない旨を令和4年度に通知した。</p> <p>当該通知を受けた集落協定の代表者から、当該事案の農用地を取組面積から除外した内容の変更届が提出され、その際に、交付金の要綱・要領等では、交付金の返還を集落協定に求めることになる旨を説明した。</p> <p>なお、集落協定の代表者からは、交付金は既に個々の事業に活用し、費消しており、返還は困難と話されている。</p>	農林 部

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
	1-8	変更理由が、「農地が低いため、耕作の利便を図りたい」という内容が多く、総会の意見も特に「なし」となっているが、その後の工事完了までの確認や指導がなされなかったことが、結果として今回の事案（白い農地）を生じさせた原因と考えるが、農業委員会としての見解と責任及び解決に向けた対応を伺う。	清和会	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出内容の審査の際、提出書類のみでは判断できない事項について追加で聞き取り等を行うべきであったこと。</li> <li>施工状況の監視指導、農地現状変更完了報告書提出時の内容確認及び工事完了後の指導がしっかり行われていなかったこと。</li> </ul> <p>以上のことが当該事案の発生を防止できなかった原因であると捉えている。</p> <p>また、そうした運用を見直すことなく、前例踏襲してきたため事案の拡大を抑止できなかったものと反省している。</p> <p>本件は、現在も調査中であり全容の解明とともに責任の所在は明らかになるものと考えているが、特に農業委員会の責任は大きいものがあったと痛感している。</p> <p>農業委員会としては、再発防止に向け業務の改善を進めており、今後は盛土農地の是正に向けた調査指導に努めて参りたい。</p>	農業委員会
	1-9	工事完了予定日と完了報告の工事完了日の関係について、通常より工事期間が長い事例（No.5など）があるが、完了報告の受理がされており、制度の運用に問題点があったのではないか。	日本共産党 一関市議団	<p>工事完了時期が経過しても完了報告書が提出されない場合は、提出を催促している。</p> <p>完了報告書の提出が遅れた場合でも受理はしている、No.5の例では、申請時の予定より1年以上工事期間が長くなっていることから、もっと厳格な対応をとるべきであったと考えられる。</p>	農業委員会
	1-10	令和3年10月25日の農業委員会総会において、盛土問題についての発言があり（No.10など）工事停止と記載されているが、現状は。また、そうした問題提起がありながら、その後も同様の盛土について農地現状変更届出を受理したのは何故か。	日本共産党 一関市議団	<p>盛土問題の全容解明に向け、現在も調査を継続している状態であり工事停止の土地は、現在も工事停止中である。</p> <p>また、変更届出の受理については、現状変更後の具体的な営農計画が確認できたものを受理したものである。</p>	農業委員会

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
	1-11	受理日等の「不詳」は保存年限経過による文書廃棄のためとあるが、文書廃棄されたのは一関集落 C (No.14~18) のみ。それ以外は、一関集落 C の総会報告日以前の分も含め全て保存されており、保存年限経過による文書廃棄は行われていないと見受けられるが、その理由は。	日本共産党 一関市議団	一関集落 C の文書は保存年限を経過したことから廃棄している。	農業 委員 会
	1-12	農地現状変更届出の農業委員会総会への報告漏れ (No.23 など) の事例が散見されるが、その原因をどう捉えているのか。	日本共産党 一関市議団	本庁・支所で受理した届出内容を集約して総会資料を作成する際に生じた連絡漏れが原因であると考えらる。再発防止に向け本庁と支所の事務連絡を徹底するよう見直した。	農業 委員 会
	1-13	東山長坂 A・C (No.68・72) について、対象農地が各 1 か所にも関わらず、それぞれ 4 度も同様の工事が行われたのは何故か。また、その都度、農地現状変更届出の受理をしているが、問題はなかったのか。	日本共産党 一関市議団	この農地は、段々の農地であったため、工事発生土を活用して道路と同じ高さに全体をかさ上げして利便性を向上させる目的で行われた。 工事残土を活用する関係で複数回に分けて現状変更届出が行われた。 石灰砂礫による盛土ではないが、今回の調査時点で未完成であり表土がない状態だったため違反転用事案としたものである。	農業 委員 会
	1-14	資料の提出がここまで遅くなったのは何故か。	一関みらい	内容について、精査していたため。	農業 委員 会

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
2	2-1	変更届出のフロー図は理解しているが、当該事案が発生した原因については、示されたフロー図でどこに不適切な行為があったと捉えているか。また、責任はどこにあると考えているのか。	一関みらい	<p>フロー図の②届出内容の審査の際、提出書類のみでは判断できない事項について追加で聞き取り等を行うべきであった。</p> <p>⑥施工状況の監視指導、⑧農地現状変更完了報告書提出時の内容確認及び⑩工事完了後の指導がしっかり行われていなかった。</p> <p>本件は、現在も調査中であり全容の解明とともに責任の所在は明らかになるものと考えているが、特に農業委員会の責任は大きいものがあったと痛感している。</p> <p>農業委員会としては、再発防止に向け業務の改善を進めており、今後は盛土農地の是正に向けた調査指導に努めて参りたい。</p>	農業委員会
	2-2	「届出内容の審査」は、いつ・だれが・どのように審査をするのか。	一関市議会 公明党	<p>農地現状変更届出受理後、対象農地が所在する地域の農業委員会業務担当者（農業委員会事務局職員、農政推進課職員（令和5年度以降）、各支所産業建設課職員（川崎は令和4年度まで））が届出書の記載内容及び添付書類の内容により、要綱上受理可能なものであるか審査を行う。</p>	農業委員会
		届出を受理した際の審査はどのように行ったのか。	輝郷会		
	2-3	審査結果を保存するルールになっているのか。	一関市議会 公明党	各支所で審査の結果受理とした案件について、農業委員会事務局に連絡をもらい総会で報告することとしている。	農業委員会
2-4	要綱第5の2項の(1)に、「現状変更後、農地として利用される見込みがないと認めたとき」は、会長は、届出書を受理しないとあるが、フロー図には受理しない場合、届出人に差し戻すルールがないのはなぜなのか。	一関市議会 公明党	要綱には記載されていないが、受理しない場合は、当然、届出人に差し戻すことになる。	農業委員会	

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
	2-5	「利用目的に照らし適当でないと判断したときは、目的に沿った利用がなされるよう指導」とあるが、指導結果は記録として残すルールになっているのか。	一関市議会 公明党	指導結果を記録として残すルールはなかった。 現在は農地転用申請地等の定例現地確認と合わせて、現状変更届出受理後及び完了報告書受理後に複数の委員で現地確認を行い、その報告書を作成している。	農業 委員 会
	2-6	工事着工後の監視指導と完了報告後の指導の実態はどのようになっているのか。	輝郷会	一関市農地現状変更届出指導要綱第5において 「地域農業委員及び農地利用最適化推進委員は、現状変更により近隣農地、水路等に被害を与えるおそれがあると認めるときは、この防止のための指導をするものとする。また、地域農業委員及び農地利用最適化推進委員は、必要に応じて現地調査などにより、施工状況の監視指導に努めるものとする。」 と規定されており、判断は個々の委員にゆだねられていた。 また、調査・指導結果について報告を求めてこなかったため、詳細は把握できていないが、現農業委員、農地利用最適化推進委員からの聞き取りでは調査を行っている事例と行っていない事例があった。	農業 委員 会
		農地現状変更完了後の調査及び指導について、どのように取り組まれているのか。※当該事案（白い農地）発生前の状況 農業委員、農地利用最適化推進委員は工事着手から工事完了までの間で監視指導を行うこととなっているが、行っていなかったのか	清和会  一関みらい		
	2-7	農地現状変更届出については、届出後の指導などもあり、通常の「届出」と異なり、行政手続き上の許認可的な要素もあることから、完了後の調査指導までの期間などを定めて取り組む必要があるのではないか。	清和会	今後検討する予定としている。	農業 委員 会
	2-8	誓約書には「盛土表土の土質」「すみやかな耕作再開」の項目があるが、届出人にはどのように説明、確認を行っているのか。 (今回事例の農地の利用状況は、休耕が多い。)	清和会	この事案の7割超において、届出人の代理として業者が農地現状変更届出書を提出に来ており、業者が持参した書類について内容の誤りがないか確認していた。届出人本人への説明・確認はできていなかった。	農業 委員 会

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
	2-9	要綱第5には、「必要に応じて現地調査などにより、施工状況の監視指導に努める」とされているが、「必要に応じて」「監視指導」の具体的な内容と実際に行われた事例の有無について。	清和会	1-6と同じ。 令和6年2月6日以前は、調査及び指導結果の報告を求めていなかったため、全件の詳細は把握できていない。また、現地調査や指導の方法、あり方については個々の判断に委ねられていた。	農業 委員 会
	2-10	農地現状変更届出のフロー図にある工事完了時の確認が重要であったと考えるが、確認作業について実態はどうなっていたのか。 また、今回の違反転用を長期に渡って見過ごした原因はどこにあると考えているのか。	日本共産党 一関市議団	令和6年2月6日以前は、調査及び指導結果の報告を求めていなかったため、全件の詳細は把握できていない。 また、現地調査や指導の方法、あり方については個々の判断に委ねられていた。 違反転用を見過ごした原因は、施工状況の監視指導、農地現状変更完了報告書提出時の内容確認及び工事完了後の指導がしっかり行われていなかったことが原因と考えている。	農業 委員 会

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
	2-11	石灰ずりが農地に埋め立てられたのを認識したのは平成 26 年からと当局は言っているが、10 年間もそのままにしてきたのはなぜか。	一関みらい	<p>令和 4 年度に市・農業委員会が調査した結果、確認できた最も古い盛土農地は平成 26 年施工のものであった。</p> <p>農地現状変更届出指導要綱は、農地を保全し良好な状態で管理するため、農地の生産性の向上と適正な利用を図ることを目的に農地所有者の主体的な「届出」により、目的を達成するよう、市町村合併後に創設した制度であり、農業委員会として制度上の課題があるという認識はなかった。</p> <p>違反転用状態となっている盛土農地が発生した要因は、農地現状変更完了報告書を受理したあと、農業委員等の現地確認の結果について事務局が確認してこなかったことや、農業委員等への現地確認の手順や留意点などの研修を行ってこなかったことなど運用上の問題があったと捉えている。</p> <p>具体的には届出内容の審査の際、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局による営農計画の聞き取りや誓約書の内容の確認</li> <li>・ 農業委員等による施工状況の監視指導</li> <li>・ 事務局による完了報告書提出時の写真による施工内容確認</li> <li>・ 農業委員等による工事完了後の現地確認と不適正工事に対する是正指導</li> </ul> <p>これらが十分に行われていなかったことが挙げられる。また、そうした運用を見直すことなく、前例踏襲してきたため長期にわたり事案の発生に気づかず、事案についての検討も遅れたため拡大を抑止できなかったものにとらえている。</p>	農業委員会

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
				<p>各委員及び職員が職責を果たしていると認識していたが、農地の番人としての自覚に甘さがあったのではないかと考える。農業委員会という組織が十分に機能していなかったことについて、組織の代表として深く反省している。</p> <p>今後は、各委員が意見を出し合い、再発防止に努めるとともに、盛土農地の是正に向けた調査指導に努めていく。</p>	

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
	2-12	農業委員会はこの問題について農業委員会内部で議論をしておこなったのか。	一関みらい	<p>2-11 と同じ。</p> <p>令和4年度に市・農業委員会が調査した結果、確認できた最も古い盛土農地は平成26年施工のものであった。</p> <p>農地現状変更届出指導要綱は、農地を保全し良好な状態で管理するため、農地の生産性の向上と適正な利用を図ることを目的に農地所有者の主体的な「届出」により、目的を達成するよう、市町村合併後に創設した制度であり、農業委員会として制度上の課題があるという認識はなかった。</p> <p>違反転用状態となっている盛土農地が発生した要因は、農地現状変更完了報告書を受理したあと、農業委員等の現地確認の結果について事務局が確認しておこなったことや、農業委員等への現地確認の手順や留意点などの研修を行っておこなったことなど運用上の問題があったと捉えている。</p> <p>具体的には届出内容の審査の際、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局による営農計画の聞き取りや誓約書の内容の確認</li> <li>・ 農業委員等による施工状況の監視指導</li> <li>・ 事務局による完了報告書提出時の写真による施工内容確認</li> <li>・ 農業委員等による工事完了後の現地確認と不適正工事に対する是正指導</li> </ul> <p>これらが十分に行われていなかったことが挙げられる。</p> <p>また、そうした運用を見直すことなく、前例踏襲してきたため長期にわたり事案の発生に気づかず、事案についての検討も遅れたため拡大を抑止できなかったものにとらえている。</p>	農業 委員 会

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
				<p>各委員及び職員が職責を果たしていると認識していたが、農地の番人としての自覚に甘さがあったのではないかと考える。農業委員会という組織が十分に機能していなかったことについて、組織の代表として深く反省している。</p> <p>今後は、各委員が意見を出し合い、再発防止に努めるとともに、盛土農地の是正に向けた調査指導に努めていく。</p>	

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
	2-13	農業委員会会長は事の重大さに気付かず、リーダーシップを発揮してこなかったと思うが見解は。	一関みらい	<p>2-11 と同じ。</p> <p>令和4年度に市・農業委員会が調査した結果、確認できた最も古い盛土農地は平成26年施工のものであった。</p> <p>農地現状変更届出指導要綱は、農地を保全し良好な状態で管理するため、農地の生産性の向上と適正な利用を図ることを目的に農地所有者の主体的な「届出」により、目的を達成するよう、市町村合併後に創設した制度であり、農業委員会として制度上の課題があるという認識はなかった。</p> <p>違反転用状態となっている盛土農地が発生した要因は、農地現状変更完了報告書を受理したあと、農業委員等の現地確認の結果について事務局が確認してこなかったことや、農業委員等への現地確認の手順や留意点などの研修を行ってこなかったことなど運用上の問題があったと捉えている。</p> <p>具体的には届出内容の審査の際、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局による営農計画の聞き取りや誓約書の内容の確認</li> <li>・ 農業委員等による施工状況の監視指導</li> <li>・ 事務局による完了報告書提出時の写真による施工内容確認</li> <li>・ 農業委員等による工事完了後の現地確認と不適正工事に対する是正指導</li> </ul> <p>これらが十分に行われていなかったことが挙げられる。</p> <p>また、そうした運用を見直すことなく、前例踏襲してきたため長期にわたり事案の発生に気づかず、事案についての検討も遅れたため拡大を抑止できなかったものにとらえている。</p>	農業委員会

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
				<p>各委員及び職員が職責を果たしていると認識していたが、農地の番人としての自覚に甘さがあったのではないかと考える。農業委員会という組織が十分に機能していなかったことについて、組織の代表として深く反省している。</p> <p>今後は、各委員が意見を出し合い、再発防止に努めるとともに、盛土農地の是正に向けた調査指導に努めていく。</p>	

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
	2-14	農業委員会の責任をどのように考えるか	一関みらい	<p>2-11 と同じ。</p> <p>令和4年度に市・農業委員会が調査した結果、確認できた最も古い盛土農地は平成26年施工のものであった。</p> <p>農地現状変更届出指導要綱は、農地を保全し良好な状態で管理するため、農地の生産性の向上と適正な利用を図ることを目的に農地所有者の主体的な「届出」により、目的を達成するよう、市町村合併後に創設した制度であり、農業委員会として制度上の課題があるという認識はなかった。</p> <p>違反転用状態となっている盛土農地が発生した要因は、農地現状変更完了報告書を受理したあと、農業委員等の現地確認の結果について事務局が確認してこなかったことや、農業委員等への現地確認の手順や留意点などの研修を行ってこなかったことなど運用上の問題があったと捉えている。</p> <p>具体的には届出内容の審査の際、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局による営農計画の聞き取りや誓約書の内容の確認</li> <li>・ 農業委員等による施工状況の監視指導</li> <li>・ 事務局による完了報告書提出時の写真による施工内容確認</li> <li>・ 農業委員等による工事完了後の現地確認と不適正工事に対する是正指導</li> </ul> <p>これらが十分に行われていなかったことが挙げられる。</p> <p>また、そうした運用を見直すことなく、前例踏襲してきたため長期にわたり事案の発生に気づかず、事案についての検討も遅れたため拡大を抑止できなかったものにとらえている。</p>	農業 委員 会

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
				<p>各委員及び職員が職責を果たしていると認識していたが、農地の番人としての自覚に甘さがあったのではないかと考える。農業委員会という組織が十分に機能していなかったことについて、組織の代表として深く反省している。</p> <p>今後は、各委員が意見を出し合い、再発防止に努めるとともに、盛土農地の是正に向けた調査指導に努めていく。</p>	

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
3	3-1	農地パトロールと通報のみが、違反転用を発見する手段なのか。	一関市議会 公明党	農地パトロールは、違反転用を発見する主要な手段である。 なお、市内の農地は約 174,000 筆、22,900ha にのぼり、農業委員 24 人、農地利用最適化推進委員 36 人、農業委員会事務局職員 8 人の限られた人員と時間の中で、この広大な農地の利用状況をすべて効率的に把握する工夫が必要であると捉えている。	農業 委員 会
	3-2	農地パトロールの時期・頻度・人員体制等はどうなっているのか。	一関市議会 公明党	農地パトロールは、例年 7 月から 9 月ごろに各地域ごとに、委員 3 人以上と職員による班編成で実施している。 令和 5 年度の実績は、実施日数延べ 40 日、参加委員数延べ 174 人である。	農業 委員 会
	3-3	通報とはどのような仕組みなのか。	一関市議会 公明党	特に仕組みは設けていない。電話等で情報提供いただいた際は、現地確認等の対応を行う。	農業 委員 会
	3-4	違反転用を発見する手段が、パトロール、通報のみだとすると、いわゆる目視が前提となると考えるが、工事等が行われ現状変更等が確認できないと事案の調査等につながらないフロー図になっている。つまり、工事等が行われた後や工事が始まった後に、工事等の停止を書面で勧告することになる。これでは事後対応であり、後手になるのではないか。転用違反の防止のためにも、事前審査を行うべきではないか。	一関市議会 公明党	現在は以下の運用により審査を厳格化している。 ・ 営農計画聞き取りのため、届出は、届出人本人から提出してもらうこと。 ・ これまで何を作付けしていたか、工事後何を作付けするかを詳細に聞き取ること。 ・ 休耕地の場合は、明確な営農計画があるか、特に慎重に確認すること。 ・ 盛土の場合は、土の搬入元、土質も聞き取り、工事残土等を利用する場合は一時転用申請を指導すること。 ・ 現地調査は、月例の現地調査の際、複数の委員で行うこと。	農業 委員 会
	3-5	違反転用を知事等へ報告した後、農業委員会による是正の指導を行うことになっているが、その内	一関市議会 公明党	違反転用農地の是正について指導するものであるが、是正の方針については、県と協議中である。農地法においては、原則、	農業 委員 会

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
		容は。 また、県が行う是正の指導との相違点は何か。		原状回復（盛土の全撤去）であるが、市では客土による営農再開という選択肢も含めて県・国との協議を進めている。 農業委員会の指導は強制力を持たないものであるが、これに従わない場合は、県による是正の勧告・行政手続法の聴聞又は弁明機会の付与を経て農地法に基づく処分が行われることとされている。	
	3-6	農業委員会は、是正の指導で終わっているが、その後はどうなるのか。 また、この是正の指導の法的根拠はあるのか。	一関市議会 公明党	農業委員会の指導に従わない場合は、県による農地法に基づく処分が行われる。 農業委員会の指導は、国及び県の「農地法関係事務処理要領」に基づき県と協力して行うものであり、農地法に直接の規定はない。	農業 委員 会
	3-7	事案の違反転用の発見はどのようになされたのか。	輝郷会	農地現状変更届の再確認により調査が必要と思われる場所を抽出し、届出地及び周辺農地を調査し発見した。	農業 委員 会
	3-8	事案は平成26年からとなっているが、このようなケースはいつ頃からあったと捉えているか。	輝郷会	平成26年からであると捉えている。 (業者からの聞き取りにおいても平成26年ごろからの回答を得ている。)	農業 委員 会
	3-9	処分の決定や実行、または行政代執行は所有者に課すのか、組織体（中山間など）に課すのか。	一関みらい	農地法に基づく処分は、違反転用を行った者に課せられるものである。 筆ごとに、どこから盛土材が持ち込まれ、誰が費用を負担し、誰が盛り土工事を行ったかを特定することで違反転用の原因者が決まってくる。	農業 委員 会

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
	3-10	今後、組織体（中山間など）を脱退する方もいると考える。 そうした場合、多くの農地は荒廃すると思われるが、農業委員会の考えを伺う。	一関みらい	中山間地域等直接支払制度の活動は、地域として農地を守っていく上で有意義なものであるが、農地法では農地の所有者に管理義務が課されているものであり、仮に活動する組織を脱退したとしても管理は必要である。 農業委員会としては、各種制度を活用することにより農地が維持管理されるよう、指導啓発に努めていく。	農業委員会
	3-11	農地パトロールの頻度と是正の指導の実例について。 ※当該事案（白い農地）発生前の状況	清和会	資料が残っているのは、平成 28 年度までである。 平成 28 年度は、農地パトロールを 7 月から 9 月に行い、実施日数延べ 29 日、参加委員数延べ 152 人であった。 是正指導の実例については、農地を無断で資材置き場に使用していたものを是正指導したケースなどがある。	農業委員会
	3-12	違反転用に対する対応について、たった 24 人の農業委員だけでは無理だという旨の発言が市長からあったと認識しているが、市としての強化策は考えているのか。	日本共産党 一関市議団	この事案のような、農地現状変更届出に係る違反転用については、受付時の審査を厳格化することにより抑止していく。 （3-4 参照） 無届工事については、農地パトロールが違反転用を発見する主要な手段であるが、市内の農地は約 174,000 筆、22,900ha にのぼり、農業委員 24 人、農地利用最適化推進委員 36 人、農業委員会事務局職員 8 人の限られた人員と時間の中で、この広大な農地の利用状況をすべて効率的に把握する工夫が必要であると捉えている。	農業委員会
	3-13	農地法違反転用に関して県へ報告書を提出したが、農業委員会に諮らずに事務サイドで提出したものは何か。	一関みらい	県への提出期限に間に合わせるため、緊急性があったことから会長の専決により提出した。	農業委員会
	3-14	原状回復命令が出た場合や刑事訴訟法による告発となった場合、費用はだれが支払うのか。	一関みらい	農地法第 51 条第 1 項に基づく処分は、違反転用を行った者に課せられるものである。	農業委員会

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
4		是正に向けた取組の各調査期間はどれくらいか。	一関みらい	スケジュールについては、県・国と協議中である。調査を並行して行う等により、可能な限り早期に調査を終えたいと考えている。	農業委員会
	4-1	違反転用の是正に向けた取組について、これを具体的に進めるために、いつまでに、どのような体制で取り組む考えでいるのか。	日本共産党 一関市議団	スケジュールについては、県・国と協議中である。体制については、農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局職員が連携して取り組んでいきたい。	農業委員会
	4-2	当該事案は個々に事情が違うと思うが、是正指導は筆ごとに対象者と向き合い進めるのか。	一関みらい	筆ごと対象者ごとに進める。	農業委員会
	4-3	違反転用事案報告書は、いつ県に提出したのか。	一関市議会 公明党	令和6年3月8日に提出した。	農業委員会
	4-4	県に提出した違反転用事案報告書の内容について、説明は可能か。	一関市議会 公明党	報告書は筆ごとの単票で、土地の所在、所有者、施工業者、違反転用・違反開発の内容、違反に至る経過、関係者からの事情聴取の内容、市・農業委員会の意見等を詳細に記載したものである。	農業委員会
	4-5	令和6年3月8日に、農地法違反の状態となったとあるが、この件に関して3月14日開催の農地現状変更等に関する調査特別委員会で、報告がなされなかったのはなぜか。	一関市議会 公明党	令和6年3月14日開催の農地現状変更等に関する調査特別委員会の説明項目は、「農地所有者、施工業者等からの聞き取りの内容について」であったことから報告しなかったものである。	農業委員会
	4-6	盛土農地が許可を受けないで農地を転用しているとあるが、農地から何に転用したことになるのか。	一関市議会 公明党	農地転用とは「農地を農地以外のものにする」ことである。盛土農地は、現状では農地として利用できない状態とみなされているものである。	農業委員会

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
	4-7	客土工事から営農再開までのスケジュールを検討するとあるが、現状及び将来等を総合的に判断し、何が最善策なのかを検討する余地はないのか。	一関市議会 公明党	原則は全量撤去であるが、盛土工事により農業機械での作業が容易になるなど、条件が改善されていると判断される筆も多いため、客土による営農再開という選択肢も含めて県・国との協議を進めているものである。	農業 委員 会
	4-8	是正に向けた取組の全体スケジュールはどのようになるのか。	一関市議会 公明党	是正に向けたスケジュールについては、是正方法と合わせて県と協議中である。	農業 委員 会
	4-9	県への違反転用事案報告書は、令和6年3月8日に受理されたとあるが、事案の調査と県への報告はいつ行ったのか。	輝郷会	事案の存在について県に相談したのは令和4年6月であり、その後事案の調査を行ってきた。 対象農地の把握、筆ごとに違反転用に当たるかの検討、土地所有者・施工業者・盛土材提供者からの聞き取りを行い、違反転用報告書として県に報告するための情報が、施工業者・盛土材提供者の違反転用事実の判断に係る情報を除き概ねそろったため、令和6年3月8日に県への報告を行い受理された。	農業 委員 会
	4-10	違反転用事案報告書が受理されるまでの間、県からの問合せがあったのか。 あったとすればその具体的な内容は何か。	輝郷会	令和4年の調査開始以来、県の指導を受けながら調査を続け、違反転用報告書を提出したものである。 具体的には、違反転用の考え方、現地調査の方法、事情聴取の項目などについて指導を受け、報告書として受理されるに至ったものである。	農業 委員 会

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
	4-11	この事案に対する農業委員会としての責任についてどのように認識しているか。	輝郷会	<p>2-11 と同じ。</p> <p>令和4年度に市・農業委員会が調査した結果、確認できた最も古い盛土農地は平成26年施工のものであった。</p> <p>農地現状変更届出指導要綱は、農地を保全し良好な状態で管理するため、農地の生産性の向上と適正な利用を図ることを目的に農地所有者の主体的な「届出」により、目的を達成するよう、市町村合併後に創設した制度であり、農業委員会として制度上の課題があるという認識はなかった。</p> <p>違反転用状態となっている盛土農地が発生した要因は、農地現状変更完了報告書を受理したあと、農業委員等の現地確認の結果について事務局が確認してこなかったことや、農業委員等への現地確認の手順や留意点などの研修を行ってこなかったことなど運用上の問題があったと捉えている。</p> <p>具体的には届出内容の審査の際、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局による営農計画の聞き取りや誓約書の内容の確認</li> <li>・ 農業委員等による施工状況の監視指導</li> <li>・ 事務局による完了報告書提出時の写真による施工内容確認</li> <li>・ 農業委員等による工事完了後の現地確認と不適正工事に対する是正指導</li> </ul> <p>これらが十分に行われていなかったことが挙げられる。</p> <p>また、そうした運用を見直すことなく、前例踏襲してきたため長期にわたり事案の発生に気づかず、事案についての検討も遅れたため拡大を抑止できなかったものにとらえている。</p>	農業 委員 会

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
				<p>各委員及び職員が職責を果たしていると認識していたが、農地の番人としての自覚に甘さがあったのではないかと考える。農業委員会という組織が十分に機能していなかったことについて、組織の代表として深く反省している。</p> <p>今後は、各委員が意見を出し合い、再発防止に努めるとともに、盛土農地の是正に向けた調査指導に努めていく。</p>	

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
	4-12	畑地化の可能性について伺う。	清和会	原則は全量撤去であるが、是正方針の中で、国・県と協議中である。	農業委員会
	4-13	今事案の関係する土地所有者、施工業者、盛り土材提供者の認識と責任及び解決に向けた反応を伺う。	清和会	土地所有者については、今後、説明会を開催しどのように営農するのか意向確認等を行う予定である。 是正方針が決まっていないため、是正協議には至っていない。 施工業者、盛土材提供者の責任については調査中である。	農業委員会
	4-14	客土する場合の費用負担については記載がないが、どのように考えているのか。(市の負担割合など)	日本共産党 一関市議団	農地性を回復するための費用は、違反転用を行った者が負担するものである。 今回の事案では、土地所有者等農地の管理者のほか、工事を請け負った業者及び盛土材提供者についても費用を負担することになる可能性がある。	農業委員会
	4-15	誰が違反したかを明確にする必要があると考えるが、2「是正指導の対象者を特定」から、筆ごとに原因者は別だという捉え方か。	日本共産党 一関市議団	筆ごとに、どこから盛土材が持ち込まれ、誰が費用を負担し、誰が盛土工事を行ったかを特定することで違反転用の原因者が決まってくる。	農業委員会
	4-16	対応案に向けて県・国との協議が進められるが、中山間地等直接支払交付金の4期対策返還対象金額について、5期分と同様の取扱いにしてもらえよう求めてはどうか。	日本共産党 一関市議団	中山間地域等直接支払交付金の返還は、国が定めた実施要領やその運用通知などに取り扱いが定められている。 第4期対策の運用通知では 「協定農用地について耕作又は維持管理が行われなかった場合は、協定農用地の全てについての交付金を協定認定年度に遡って返還する」とされている。	農林部

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
	4-17	客土費用はどこが負担するのか。	一関みらい	4-14と同じ。 農地性を回復するための費用は、違反転用を行った者が負担するものである。 今回の事案では、土地所有者等農地の管理者のほか、工事を請け負った業者及び盛土材提供者についても費用を負担することになる可能性がある。	農業 委員会
その他	①	中山間の現地確認はなされてきたのに、なぜこのことが問題視されなかったのか。	一関みらい	盛土して数年経過した農地は、一団の協定農用地を目視により確認した際、牧草が生えているように見受けられたなどにより気付かなかったことや、現地確認の前年において、盛土された農用地が適切に維持管理がされていると判断されていた場合、前年に倣って同様の取扱いにしてしまったことが考えられる。	農林 部
	②	市長は57,000筆の農地をくまなく見て歩くのは不可能と言っていたが、道路わきに石灰ずりが盛土されており、草が生えていない状態は一目瞭然であるのに、なぜ分からなかったのか。	一関みらい	①と同じ。 盛土して数年経過した農地は、一団の協定農用地を目視により確認した際、牧草が生えているように見受けられたなどにより気付かなかったことや、現地確認の前年において、盛土された農用地が適切に維持管理がされていると判断されていた場合、前年に倣って同様の取扱いにしてしまったことが考えられる。	農林 部
	③	当該事案の多面的、中山間の取組組織に対して、交付金を停止する際、説明は行ったのか。	一関みらい	1-7と同じ。 中山間地域等直接支払制度では、毎年、交付対象農用地の現地確認を行うとされている。令和4年度の現地確認を進めていく中で、農用地の中に石灰砂礫等による盛土の事実を把握できた農地を交付対象農用地から外す判断をした。 (令和3年度の現地確認において工事途中の盛土農地の存在を確認したが、当時は工事完了後に農地が適正に維持管理されていくものと判断し交付金を交付した。)	農林 部

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
				<p>集落協定代表者には毎年、現地確認の結果を通知しており、この通知において、当該事案の農地は農用地として適切に管理がなされていないと判断したため、交付対象農用地とならない旨を令和4年度に通知した。</p> <p>当該通知を受けた集落協定の代表者から、当該事案の農用地を取組面積から除外した内容の変更届が提出され、その際に、交付金の要綱・要領等では、交付金の返還を集落協定に求めることになる旨を説明した。</p> <p>なお、集落協定の代表者からは、交付金は既に個々の事業に活用し、費消しており、返還は困難と話されている。</p>	
	④	5月20日から24日まで会計検査院の検査官の検査があったと聞くがその内容の報告と問答集を提示願いたい。	一関みらい	5月20日、21日に会計検査院第4局農林水産検査2課による会計実施検査が行われた。内容は令和6年2月3日の新聞報道について説明を求められ、盛土農地7か所の現地確認が行われた。	農林部
	⑤	検査官からどのような指摘があったのか。	一関みらい	公表されていないことからお示しできない。	農林部
	⑥	中山間、多面的等交付金の返還費用はどこがどのような形で返還するのか。	一関みらい	<p>集落協定等へ交付された中山間地域直接支払交付金及び多面的機能支払交付金は、国費1/2、県費1/4、市費1/4で構成されており、交付対象とならない農用地分について、今後、市の負担分を除き、補正予算計上し、市から県へ、県は国へ返還することとなる。</p> <p>なお、交付金の要綱・要領等では市から集落協定等に交付した交付金は返還を求めるとされている。</p>	農林部

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
	⑦	市や農業委員会の責任はどのように考えているか。	一関みらい	<p>2-11 と同じ。</p> <p>令和4年度に市・農業委員会が調査した結果、確認できた最も古い盛土農地は平成26年施工のものであった。</p> <p>農地現状変更届出指導要綱は、農地を保全し良好な状態で管理するため、農地の生産性の向上と適正な利用を図ることを目的に農地所有者の主体的な「届出」により、目的を達成するよう、市町村合併後に創設した制度であり、農業委員会として制度上の課題があるという認識はなかった。</p> <p>違反転用状態となっている盛土農地が発生した要因は、農地現状変更完了報告書を受理したあと、農業委員等の現地確認の結果について事務局が確認してこなかったことや、農業委員等への現地確認の手順や留意点などの研修を行ってこなかったことなど運用上の問題があったと捉えている。</p> <p>具体的には届出内容の審査の際、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局による営農計画の聞き取りや誓約書の内容の確認</li> <li>・ 農業委員等による施工状況の監視指導</li> <li>・ 事務局による完了報告書提出時の写真による施工内容確認</li> <li>・ 農業委員等による工事完了後の現地確認と不適正工事に対する是正指導</li> </ul> <p>これらが十分に行われていなかったことが挙げられる。</p> <p>また、そうした運用を見直すことなく、前例踏襲してきたため長期にわたり事案の発生に気づかず、事案についての検討も遅れたため拡大を抑止できなかったものにとらえている。</p>	農業 委員 会

資料 No.	質問 No.	質問項目	提出者 (会派)	回答	担当
				<p>各委員及び職員が職責を果たしていると認識していたが、農地の番人としての自覚に甘さがあったのではないかと考える。 農業委員会という組織が十分に機能していなかったことについて、組織の代表として深く反省している。</p> <p>今後は、各委員が意見を出し合い、再発防止に努めるとともに、盛土農地の是正に向けた調査指導に努めていく。</p>	
	⑧	業者の責任はどのように考えているか。	一関みらい	業者の責任については、引き続き調査中である。筆ごとに、どこから盛土材が持ち込まれ、誰が費用を負担し、誰が盛り土工事を行ったかを特定することで違反転用の原因者が決まってくる。	農業委員会